

公私連携法人の指定（市立こども園の運営の移管に係るもの）に関する審査基準の制定について

静岡市では、平成 28 年度に策定した「静岡市立こども園の配置適正化方針」に基づき、市立こども園の民営化や統廃合を進めています。

民営化にあたっては、民営化後も市がその運営に関与していくため、運営を引継ぐ法人を公私連携法人として指定し、施設類型を公私連携幼保連携型認定こども園とすることとしています。

公私連携法人は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるものことで、民間法人からの申請を受け市が指定します。

公私連携法人の指定についての基本的な取り扱いは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）」に定められていますが、静岡市として、今後、法に基づいてなされる公私連携法人の指定に関し、より具体的な基準を次のように定めようと考えています。

については、公私連携法人の指定に関する審査基準の案について、静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 37 条第 1 項の規定により広く一般の意見を求めます。

1 定めようとしている基準及び案の概要

（1）定めようとしている基準

法第 34 条第 1 項の「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」と認めるかどうかを判断するための基準を定めるとともに、同項の「公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するもの」に当たるかどうかを判断するための基準を定めます。

法の規定

第34条 市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

(2) 審査基準案

ア 「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」かどうかについては、申請に係る公私連携幼保連携型認定こども園を設置することにより、静岡市の市町村子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により静岡市が定めた同項の市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）に定められた申請に係る教育・保育提供区域（同条第2項第2号の教育・保育提供区域をいう。）において、当該計画によって静岡市が実施しようとする教育・保育の提供体制の確保ができると認められるかどうかによって判断します。

イ 「公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する」かどうかについては、申請者が提示した移管後の施設の運営に係る計画において示された教育・保育等の内容、運営体制及び職員配置の状況、申請者に対してなされた過去の監査の状況、申請者の財務状況等を総合的に考慮し、移管前の市立こども園において提供されていた教育・保育等と同等以上の水準の教育・保育等を提供することができるかと認められるかどうかによって判断します。

ウ なお、市立こども園の運営の移管に係る指定は、その性質から1者のみが指定を受けることが想定されており、また、移管後のこども園においてより優れた教育・保育等が提供される必要があるから、市は、募集要項により実施される市立こども園の運営の移管を受ける者の選考を実施した上で、当該選考により移管を受ける者として決定された者に対してのみ指定を行う方針としています。

したがって、「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」と認める場合に、申請者が「公私連携幼保連携型認定の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するもの」とであると認められる場合には、その者が、上記の選考により移管を受ける者として決定された者であるときには指定を行い、当該選考により移管を受ける者として決定された者以外の者であるときは指定を行わないこととします。